ロ　当該特定取引を行う者（当該特定取引を行う者が特定組合員等以外の者である場合には法人に限るものとし、当該特定取引を行う者が特定組合員等である場合には当該特定組合員等に係る組合等とする。第五号において同じ。）が遺産法人等（遺産の準拠法によつて被相続人の遺産が法第十条の五第八項第七号イに規定する法人等とされるものをいう。以下この号及び第五号、第十六条の八第一項第七号並びに第十六条の十二第一項第一号イ⑵において同じ。）である場合　当該遺産法人等に係る被相続人

第十六条の二第一項第三号中「（居住地国を有しない場合を含む。）」を削り、同項第四号中「特定組合員」を「特定組合員等」に、「にあつては」を「には」に改め、「所在地」の下に「（当該特定組合員等が特定信託受託者である場合には、その旨を含む。）」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「第六条の十二第一項に規定する」を「第六条の十三第一項に規定する政令で定める」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第十条の五第七項第四号」を「第十条の五第八項第四号」に、「第十六条の四」を「第十六条の五」に、「第十条の五第七項第五号」を「第十条の五第八項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　特定取引を行う者が遺産法人等である場合には、当該遺産法人等に係る被相続人の氏名、その死亡の時における住所及び生年月日

第十六条の二第二項中「第五号及び第七号」を「第六号及び第八号」に、「第十条の五第七項第一号」を「第十条の五第八項第一号」に、「第十六条の七」を「第十六条の八」に改め、同条第三項中「第十条の五第七項第二号」を「第十条の五第八項第二号」に、「この条及び第十六条の四」を「第十六条の四まで及び第十六条の八第一項第七号」に改め、同条第四項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同条第五項中「いずれかの」を削り、「）を」を「）のいずれかを」に改め、同条第六項中「第六条の二第二項第二号」を「第六条の二第三項第二号」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。以下この項において同じ。）がその提出する報告金融機関等の営業所等の長に同条第一項の特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長が、当該届出書に記載された名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該提出をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に、令第六条の二第一項の規定による前項に規定する法人確認書類の提示をしたものとみなす。

第十六条の三の見出しを「（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）」に改め、同条第一項第三号中「第十一項第五号」を「第十四項第五号」に改め、同項第四号中「第十一項」を「第十四項第四号」に改め、同条第二項中「同条第二十二項第二号」を「同条第二十四項第二号」に、「第十二項各号」を「第十五項各号」に改め、同条第三項第一号中「第六条の三第二十二項第一号」を「第六条の三第二十四項第一号」に改め、同条第五項中「本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する」を「次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令第六条の三第十項に規定する法人既存特定取引契約者等（次号において「法人既存特定取引契約者等」といい、同号に掲げるものを除く。）　本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所

二　法人既存特定取引契約者等（法第十条の五第八項第六号ハに掲げる信託に限る。以下この号において「特定信託」という。）　次に掲げる場所

イ　当該特定信託が法第十条の五第八項第七号イに掲げる法人等に該当する場合には、当該法人等に係る同号イに定める国又は地域に所在する同号イの本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所

ロ　当該特定信託がイに規定する場合に該当しない場合には、当該特定信託に係る法第十条の五第八項第六号ハに定める者の本店又は主たる事務所の所在地（その者が個人である場合には、住所又は居所）、その事業が管理され、かつ、支配されている場所その他これらに類する場所

第十六条の三第十二項中「第六条の三第二十二項第五号ロ」を「第六条の三第二十四項第五号ロ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第六条の三第二十二項第五号イ」を「第六条の三第二十四項第五号イ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六条の三第二十二項第三号」を「第六条の三第二十四項第三号」に、「同条第二十一項第二号」を「同条第二十三項第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　令第六条の三第二十四項第三号の特定取引に係る契約が二以上の者と報告金融機関等との間でその営業所等を通じて締結されている場合には、当該特定取引に係る契約に係る同号に規定する特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約に係る資産の価額とする。

第十六条の三第九項中「限る」の下に「。以下この項において同じ」を、「した日」の下に「（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この項及び第十六条の十二第一項第一号において同じ。）に該当しない場合にあつては、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六条の三第二十一項」を「第六条の三第二十二項」に、「おいて当該特定対象者が有する」を「おける当該特定対象者の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　二以上の者が一以上の他の者との間で締結している特定取引に係る契約は、令第六条の三第十九項の特定取引に係る契約及び既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約に含まれるものとする。

9　令第六条の三第十九項第二号ロに規定する総務省令、財務省令で定める法人は、同号ロの個人既存特定取引契約者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十一条第二項各号に定める者に該当する場合における当該各号に定める者に係る当該各号に掲げる法人とする。

第十六条の四第二項第一号から第三号までの規定中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同項第四号中「組合契約によつて成立する」を「法第十条の五第八項第六号イに掲げる」に、「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同項に次の二号を加える。

五　法第十条の五第八項第六号ロに掲げる事業体　当該事業体の前号イ又はロに掲げる書類に準ずるもののいずれか

六　法第十条の五第八項第六号ハに掲げる信託　当該信託の次に掲げる書類のいずれか（当該信託が同項第七号イに掲げる法人等に該当する場合には、次に掲げる書類のいずれか及び第一号から第三号までに掲げる当該信託の受託者の区分に応じ当該各号に定める書類（当該受託者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。））

イ　当該信託に係る信託契約書の写しで、その受託者の当該信託のものである旨を証する事項の記載のあるもの

ロ　イに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（報告金融機関等の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、報告金融機関等の営業所等の長に提示する日において有効なもの）に限る。）

第十六条の四に次の一項を加える。

5　第十六条の二第六項の規定は、法第十条の五第二項の特定取引に係る契約を締結している者（内国法人である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）が同条第三項の規定により届出書を提出する場合について準用する。